

最上町立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

最上町教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	2
2 計画の期間	2
3 目標	3
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5 計画のフォローアップについて	5

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

教職員が心身の健康を保ちながら、専門性を発揮し、児童生徒への教育に専念できる環境を整えることは、学校教育の質の向上と魅力ある学校づくりにつながるものである。

2025年6月に「公立学校の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という）が改正され、教職員のサービスを監督する教育委員会が、教職員の業務量の適切な管理と健康及び福祉を確保するための措置を実施する計画を策定・公表することが義務付けられた。

本計画は、これまでの本町の取組みを踏まえつつ、給特法改正の趣旨を反映し、教育委員会が主体となって教職員の業務の縮減と適正化を進め、ワークライフバランスを確立し、教職員が生き生きと子どもに向き合うことができる環境づくりを行うことで、最上町における教育の質の維持及び向上を図ることを目的に策定する。

(2) 最上町の現状と課題

最上町では「町立小中学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針」を定め、教職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んでいる。こうした取組みにより、2025年度下期における本町の時間外在校等時間の状況は、以下のとおりである。

	一人当たり月平均	月 45 時間を超える割合	月 80 時間を超える割合
小学校	29 時間 15 分	6.3%	0%
管内(小)	25 時間 10 分	4.8%	1.1%
中学校	25 時間 03 分	10.5%	5.3%
管内(中)	30 時間 26 分	14.3%	1.6%

*2025年度下期における管内(小)(中)の数値は最上教育事務所調べ

時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合は、小学校で 6.3%と最上管内を上回り、中学校では 10.5%と最上管内を下回ったものの、月 80 時間を超える割合が 5.3%と管内を上回る結果となった。特に授業準備や校務分掌の業務、地域の関係機関等との渉外、各種調査物や報告書の作成、保護者対応など、多岐にわたる日常の業務負担が課題となっている。部活動の活動時間を、勤務時間内に収まるよう日課表を見直した成果が表れたものの、引き続き教職員が教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するため、さらなる取り組みが必要である。また、教職員の勤務時間及び在校等時間については、客観的な方法による把握が十分ではなく、勤務実態をより正確に把握するための環境整備が課題となっている。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、2026年度から2028年度の3年間とする。

3 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

ア 1箇月の平均時間外在校等時間が45時間超の職員の割合を0%にする。
(2025年度：小学校6.3%、中学校10.5%)

イ 1年間における1箇月の時間外在校等時間の平均時間を30時間以下にする。
(2025年度：小学校29時間15分、中学校25時間03分)

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標

ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。(2025年度：12日)

イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。
(2025年度：9.8%)

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

最上町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の見守り：地域の実情を踏まえ、保護者・地域住民による見守り活動を推進する。
- ・学校徴収金の管理：給食費等の学校徴収金について公会計化し、教育委員会が徴収・管理を行う。
- ・地域人材との連絡調整：地域の関係機関、人材との連絡調整を行う地域教育コーディネーターを配置する。
- ・困難な事案への対応：保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等に対し、教育委員会が主体となり、専門家(弁護士等)を活用できる体制を整備する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・学校事務体制の強化：共同学校事務室の整備等により、事務体制を強化する。
- ・ICT機器及びネットワークの管理：ICT機器やネットワーク設備の保守・管理は、民間事業者に委託する。

- ・部活動： 休日の部活動の地域展開を進めるとともに、平日についても練習内容を精査し、指導に当たる部活動指導員を適切に配置する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・校務の効率化： 校務支援システムのクラウド化やデジタル技術の活用を進め、成績処理や各種帳簿の作成等に係る負担軽減を図る。
- ・支援が必要な児童生徒等への対応： 特別支援教育支援員や個別指導支援員、学力向上支援員、教育相談員等の専門的な人材の活用を拡充し、チーム学校としての支援体制を構築する。
- ・専門機関との連携： 社会福祉制度や地域福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、関係機関と連携して児童生徒や保護者を支える体制を整備する。
- ・保護者等への連絡体制： 保護者連絡システムを活用し、欠席連絡や文書配付・連絡の電子化を進めるとともに、必要に応じて教育委員会からの一斉配信等を行うことで負担軽減を図る。

(2) 学校における措置の推進

- ・働き方改革の計画と評価： 学校が作成する学校経営方針に、業務量管理・健康確保措置の実施に係る内容を盛り込む。また、働き方改革に係る学校経営方針に基づいて学校経営計画・学校評価報告書を作成し、学校運営協議会から評価を受ける。
- ・教育課程の見直し： 標準授業時数を大幅に上回る設定とならないよう、年間の総授業時数の適正化を図る。
- ・学校行事・日課の見直し： 目的が形骸化している活動や行事の精選、会議の効率化、清掃・休憩時間の工夫などを行う。
- ・教育業務支援員等の活用： スクールサポートスタッフ等の人材を活用し、印刷や採点補助等の業務負担軽減を図る。
- ・部活動指導： 原則として休日の部活動は行わないこととし、平日の部活動は、教職員の勤務時間内に活動時間を設定する。

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・勤務時間の客観的把握体制の整備： 教職員の勤務時間及び在校等時間を適切に把握するため、労働安全衛生規則第 52 条の 7 の 3 に示される客観的な方法による勤務時間管理体制の整備を推進する。
- ・医師による面接指導： 1 箇月の時間外在校等時間が 80 時間を超えた教育職員のうち希望者に対し、医師による面接指導を確実に実施する。

- ・勤務間インターバル： 11 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの活用： ストレスチェックを全校で実施（実施率 100%）し、集団分析結果を職場環境改善に活かす。
- ・休息の確保： 年次有給休暇の計画的付与や連続取得を促進する。また、定時退校日の設定や、長期休業期間中における学校閉庁日の設定を推進する。

5 計画のフォローアップについて

- (1) 各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を定期的に把握し、目標の達成状況について最上町のホームページ等で公表するとともに、教育委員会会議及び総合教育会議へ報告する。
- (2) 教育委員会は各学校の状況を確認し、長時間勤務となっている学校や課題が見られる学校に対しては、速やかに状況が改善されるよう個別の指導・支援を実施する。
- (3) 首長部局と連携し、保護者や地域住民に対し、「業務の3分類」をはじめとする本計画の内容について周知を図り、理解と協力を求めていく。